

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年11月6日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年11月6日（水）午前10時00分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

企画政策課 永井課長、社会福祉課 風間課長、財政課 津々木課長、元田主査

3 件名

特定目的基金の見直しについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・基金の廃止・統合は実施すべきであると考えますが、誤解を招くことのないように、それぞれの基金で実施していた事業の今後の対応などについては、各課があらかじめ市民にしっかりと説明しておく必要がある。
- ・扶助費の見直しは、財源の話とは別の話なので、受益者負担を踏まえて、定期的に行うこと。
- ・廃止する基金の残高を財政調整基金に積み立てることで、地方交付税に影響は生じるか。  
→市の財政調整基金の規模を考えると、影響が生じる程度ではない。
- ・基金を廃止することについて、関係課の意向はどのようなものか。  
→以前は基金が枯渇したときは、やむを得ず事業を縮小するという考え方であったが、一般財源を財源とすることで、安定的に事業が実施できると考える。
- ・基金への積立は、今後は、財政調整基金と公共施設整備保全基金とするということか。  
→当面は財政調整基金となるが、余裕が生じた時点で公共施設整備保全基金にも積立していく。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

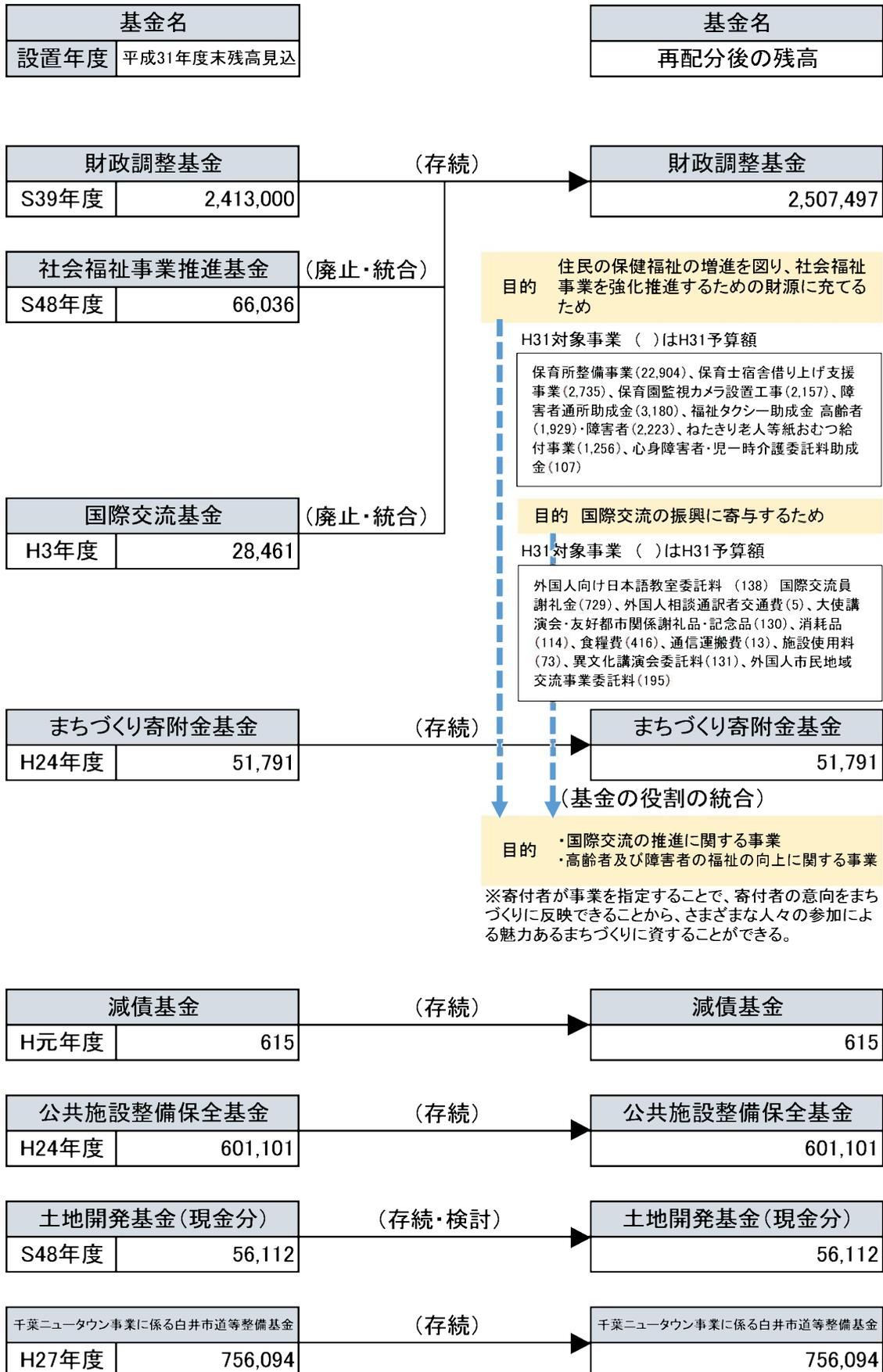
付議書(行政経営戦略会議)

部課名 財政課

件名	特定目的基金の見直しについて					
現状・課題	<p>市は、平成24年に特定目的基金見直し基本方針を決定し、特定目的基金(以下、「基金」)を再編・統合することで、財源として硬直化していた「休眠状態の基金」を新設した「公共施設整備保全基金」に集約することで、「使える基金」とするとともに、以後、「まちづくり寄附金基金」、「公共施設整備保全基金」の新設や「土地開発基金」を見直してきた。</p> <p>今回、基金の活用状況を把握したところ、基金の利子を原資として事業の実施を見込む基金の中に、低金利の影響を受けて、毎年度の事業の実施に際し、利子だけでは足りず、毎年、基金残高を減らしている基金がいくつかあることがわかった。</p> <p>市が、今後生じるであろう行政課題に対応し、これらの基金に関する事業を安定的に実施するためには、枯渇する可能性が高い基金を原資とするのではなく、一般財源を活用していく必要がある。</p>					
付議事案	目的	平成24年に決定した基金特定目的基金見直しの基本方針に基づいて、基金を見直し、再編・統合する。				
	対応方策	<p>次のとおり基金の廃止・統合を行う。</p> <p>①基金のうち、「白井市社会福祉事業推進基金」及び「白井市国際交流基金」を廃止し、財政調整基金に統合する。なお、当該基金を使って実施していた特定の行政目的である「社会福祉事業を強化推進するため」、「国際交流の振興に寄与するため」の事業については、引き続き一般財源で要求・対応することとする。</p> <p>②基金のうち、土地開発基金は、平成28年度に決定した方針のとおり、「富士南園広場などの現在所有している基金の用途が決定次第、順次、公有財産に種別換えし、最終的には基金の現金を含め、土地開発基金を廃止することとする。</p>				
論点(決定を要する事項)	基金(白井市社会福祉事業推進基金及び白井市国際交流基金)の廃止の是非					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>・今回の見直しは、あくまでも「基金を廃止し、市全体の会計の中で必要な事業を精査する」という事業実施に係る「財源の変更」だけの話であるので、各課が実施している事業を縮小・廃止するのではないかと市民に誤解を招くことがないように十分説明すること。特に基金ありきの事業については、基金が枯渇した場合、事業を終了するしかなくなるので、精査した上で、必要なものは、一般財源で引き続き実施するという市の意図が伝わるように説明すること。</p> <p>・前回の見直しの際に他の基金と一緒に見直しをしていなかったのは、市民等からの寄附を受け入れる基金の窓口がなかったためである。平成24年度に「まちづくり寄附金基金」を新設し、以後、市民等からの寄附は、まちづくり寄附金基金を窓口として一本化していることから、今回見直しできるようになったことをしっかり説明すること。</p>					
スケジュール	令和元年11月 基金条例廃止に関する関係条例議案の提出(12月議会) 議決					
	令和2年4月1日 基金条例の廃止(施行)					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	条例廃止(令和元年12月議会)	報道発表	無	
	議会説明	無		広報・HP等	無	
市民参加	無					
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで					
参考情報	関係法令等	白井市国際交流基金条例、白井市社会福祉事業推進基金条例				
	関係課	企画財政部企画政策課、福祉部、健康子ども部				
	事業費	0千円(うち特定財源				0千円)

## ●特定目的基金見直し後の体系と総額(一般会計)

(単位:千円)



## 特定目的基金見直しの基本方針 (平成24年3月決定)

### 1 なぜ基金の見直しが必要なのか

#### ①基金の現状と課題

現在、白井市には、8つの特定目的基金があります。

特定目的基金とは、特定の行政目的を実現するために現金を積み立てるための積立金のことです。市は、この基金を使って、特定の行政目的を実現していきます。

しかしながら、現在のところ、これらの基金のなかには、金利低下による利子収入の減少に加え、財政難から新たな積み増しもできない基金が多くなっています。

その結果として、塵芥処理施設建設改良基金や運動公園・総合体育館建設基金など、いくつかの基金については、基金の目的を達成するために必要な額には程遠い状況にあり、また、土地開発基金については、現在の財政状況では土地開発基金を活用してまで行う緊急の土地取得は発生し得ない状況です。

つまり、平成23年度末の基金残高の13億3,600万円（財政調整基金を除く。）のうち、9億2,100万円もの現金が、財源として硬直化し、いわば休眠状態になっています。

#### ②財源の問題

白井市では、今後、前倒しによる学校施設の耐震化事業、庁舎整備事業、公共施設の保全事業など、数多くの施設改修を中心とした大規模事業を抱え、一般財源が不足することが懸念されています。

白井市としては、財源不足により、必要な事業を実施することができないという事態に陥ることがないようにしなければならぬのはもちろん、その財源不足を解消するために、安易に市民に負担を求めることも避けなければなりません。

#### ③新たな行政課題と社会経済情勢の変化への対応

特定目的基金の多くは、設置から20年以上経過しており、基金設置当時と現在とでは、基金の目的と現在の行政課題に隔たりがあることは否めません。

また、基金設置当時から社会経済情勢も様変わりしており、現在の基金ではその変化に対応しきれない状況にあります。

#### ④基金の見直しの必要性

以上のように、白井市の基金は、効果的に活用されないまま、休眠状態となっている現状、厳しい財政状況における財源確保の問題、新たな行政課題や社会経済情勢の変化への対応などといった様々な課題を抱えています。

これらの問題を解決するため、白井市行政改革実施計画では、「土地開発基金の見直し」を行うことになっていますが、今回の見直しでは、土地開発基金にとどまらず、施設の改修や整備に関する基金のあり方について、市民ニーズと行政課題に合った基金となるよう、基金の整理、再編に取り組みます。

## 2 どのように基金を見直すのか

### ①基金の再編・統合

基金の再編の基本的な考え方としては、

- 1)基金が財源として有効に使われているか
- 2)基金の目的とする事業に対し、基金の規模は適正か

という2つの観点に着目し、既存の基金を整理、再編していきます。

つまり、基金が休眠状態であったり、基金の規模が適正を欠いていたりする基金については、統廃合の対象とします。基金の再編の基本的な考え方に基づき作成した基金の見直し案は、別紙1のとおりです。

次に、整理、再編後の事業の受け皿となる基金の創設が必要になります。

現在の白井市の基金体系では、ストックマネジメント（既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法）の視点に欠けており、また、施設の改修や整備に関する基金の多くは、目的に対する基金の規模が小さいため、適正な基金の運用ができない状況にあります。

これらを踏まえて現在、白井市が抱えている基金に関する課題を解決するために、

公共施設の整備と保全のための基金（(仮称)公共施設整備保全基金）

が必要となります。

基金の再編後、再び使い勝手の悪い基金とさせないためにも、施設の改修や整備に関する基金の残高を一旦、集約し、基金の再編の基本的な考え方に基づき、「使える基金」となるよう、(仮称)公共施設整備保全基金に統合します。再編後の基金体系と総額は、別紙2のとおりです。

### ②新たな基金の創設

近年、用途を指定された寄附金が寄せられるケースが増えており、その受け皿となる基金として、また、国のふるさと納税制度を利用する寄附者からの寄附金の受け皿となる基金として、新たな基金を創設する必要があります。

そこで、市に対して寄せられた寄附金を積み立てるために、

寄附によるまちづくりを進めるための基金（(仮称)まちづくり寄附金基金）

が必要となります。

用途を指定された寄附金については、寄附者の意向に沿った事業に充てるため、新たな基金として(仮称)まちづくり寄附金基金を創設します。

### ③基金の計画的な積み増し

再編後の基金については、財政状況を見据え、基金残高を考慮しながら、計画的に積み増しを行っていきます。

### ④施設の改修や整備に関する基金以外の見直し

今回の基金の見直しは、施設の改修や整備に関する基金を対象に行いますが、今後3年以内に、その他の基金についても、基金の規模、利用方法などが適切であるか、効果的であるかなどの検証を行った上で見直しを行います。

また、土地開発基金の現金で先行取得した土地の取扱いについても、検討します。